特定非営利活動法人アフリカ地域開発市民の会(CanDo) 2019 年度(2019 年 1 月 1 日~12 月 31 日) 活動報告

- 0. マラウイ共和国の概況
- 1. マラウイ共和国での活動概要
- 2. マラウイ共和国パロンベ県での初等学校における活動
- 2-1. 施設の改善―教育施設改善に関する保護者の参加意識の強化
- 2-2. 学校保健―子どもの健康を守る保護者の活動
- 3. 国内活動
- 4. 組織運営: 国内/ケニア共和国/マラウイ共和国



0. マラウイ共和国の概況

2019 年、当会がパロンベ県で学校訪問を始めた 3 月上旬は、毎日、雨が降り続き、同行した行政官が「例年より少し雨が多い」と説明してくれた。パロンベ県は、時々、洪水に見舞われると聞いていたので、その言葉で緊張した。雨はインド洋から入ってきた大型の低気圧によるもので、パロンベあたりを通り過ぎて、いったんインド洋に出た。その後、発達してサイクロン「イダイ」となり、モザンビークに再上陸し、モザンビーク、マラウイ、ジンバブエに大きな被害をもたらした。

この降雨は、パロンベ県では収穫時期の穀物など、農作物に影響を及ぼしたようだが、日常的な出来 事の範囲内だったと言われている。その後の地域の農業活動も、問題なく進んでいるようだ。

マラウイ社会全体に大きな影響を与えているのが、5 月 21 日に実施された総選挙(大統領および国会・地方議員選挙)のうち大統領選挙である。会報 87 号、88 号で報告したように、27 日、選挙管理委員会(MEC)が現職大統領の再選という結果を発表。しかし、開票記録から集計までさまざまな問題があるとして、対立候補は裁判所に選挙の無効を訴えた。市民団体は MEC 委員長の解任を求めて、市中のデモを行ない、国境の封鎖を試みた。大統領は、選挙が適正であることを主張し、委員長の解任にも応じず、膠着した状況が続いた。対立候補の訴えにより、リロングエ高等裁判所は憲法裁判を開始。日数を要したものの、2020年2月3日、大統領選挙の無効、そして150日以内に再選挙という判決を出した。これを受けて、2月24日に国会は、2020年5月19日に大統領再選挙の実施を定めた、改正選挙法案を可決した。大統領は、憲法裁判の判決を不服として、最高裁判所に上告しつつ、敗訴して再選挙になっても再度勝利する、と公言している。大統領選挙が無効となりそうな事態だが、大規模な暴力など極端な混乱もない。社会は、時間はかかるが、事の深刻さと比較して穏やかな適応をしているようにみる。マラウイ社会に根付いた平和・共生の思考なのだろうか。

この大統領選の混乱により、公共事業・工事が停滞していると言われてる(2019 年度、当会も行政機能の停滞を経験した)。現在、当会の初等学校の保護者参加による倉庫建設において、資格をもつ優秀なレンガエや大工が、比較的に容易に短期雇用できているのは、この影響かもしれない。

1. マラウイ共和国での活動概要

2018年4月からマラウイ共和国で当会は事業実施の準備を進め、2019年1月末、開始することができた。南部のブランタイヤ市から東に 100 キロほどのパロンベ県で、初等学校保護者が中心となって教室建設ができるよう、参加意識を強化する事業である。

始めるにあたって、県行政関係者に改めて事業説明を行ない、関与の度合いや役割分担を話し合った。県議会や地域の開発委員会には当会が説明することを想定していたところ、教育局が担当。伝統首長には県行政官が当会と一緒に訪問して説明し、協力を依頼。候補校の選定は教育局が行なった。学校訪問には教育局と地域開発事務所も同行して、通学圏の集合村長や村長の協力姿勢や、保護者の意欲を見極める会議を行なった。マラウイでは国際機関やNGOの現場業務への同行で行政官が手当や清涼飲料水、昼食などの提供を受けることが一般的だ。活動に対して行政官が専門的知識・技能を提供する、NGOへの「協力」への意味合いとなる。当会では提供しないことで、行政官の本来の業務に当会が「協力」する形を作った。

候補校 18 校の訪問を重ねて、一般保護者に事業の条件や意義を理解してもらう研修を実施する覚書 1 を 16 校で締結。3 回の研修を実施し、保護者の中から建設リーダーを選ぶことができた 13 校で、リーダー研修を実施する覚書 2 を締結した。6 回のリーダー研修を実施し、2019 年 12 月末時点で完了した 2 校で倉庫建設を開始した。

当会は学校保健活動の形成の事業も 2019 年に開始した。初等学校の保護者ら地域の大人たちが、子どもの教育と健康を保障する活動に取り組む社会作りを目指す。パロンベ県の 1 教育区で試験的に保護者代表者への保健研修を実施し、学校保健活動の実践を促すという事業である。2019 年度は教育区の選定、研修手順書の作成など準備作業にとどまった。

2. マラウイ共和国パロンベ県における初等学校での活動

マラウイ共和国では、初等学校を入学しても多くの生徒が中退している。その要因には教室が不足して屋外や仮設の建物で行なう授業、そして高学年では早期結婚という問題が大きい。中でも深刻なパロンベ県において、保護者の参加意識を強化するための研修と小規模な施設(倉庫)造りの実践を実施。次の教室建設につなげる。後者については、問題の理解と解決を目指して、保護者による保健活動の形成を1つの教育区で行なう。

2-1. 施設の改善―教育施設改善に関する保護者の参加意識の強化

2-1-1. 行政関係者との合意形成

2月、パロンベ県執行委員会の会議で当会の事業の説明を行ない、承認された。続いて、県知事と関係局長と協議を重ねて、事業実施について合意。候補となる初等学校は教育局が選定することになった(全9教育区)。

3 月、教育局と地域開発局の行政官とともに、6 つの全ての伝統首長を訪問。事業の説明をして、継続的な協力と保護者が困難の直面した際の支援について合意した。

2-1-2. 保護者への研修―子どもの教育を保障する知識と意欲の向上研修

3月、候補校 18 校 (1 教育区ごとに 2 校)を訪問し、事業の説明。学校関係者とのやり取りや、状況等を踏まえ、当会で教育区ごとに 1 校の 1 次候補校 (9 校)を決めた。2回目の訪問では、学校として保護者総会を開催し、事業について話し合うことを合意。3回目の訪問では、学校内部と関係者—地域の全ての集合村(伝統首長区の下、村の上の行政単位の長)の合意形成を確認。「子どもの教育を保障する知識と意欲の向上研修の覚書」(覚書 1)を締結した。

7月に一般保護者を対象として、関係機関と協働で3回の研修を開始(4回の計画から1回減らした)。 内容は、子どもの教育/参加型学校運営/建設技術と施工監理。

8月から、2次候補校で覚書 1を締結(土砂崩れのおそれがある 1校、ニーズを再確認して外した 1校があるので 7校)。1次候補校と同様に研修を進めた。

2-1-3. 保護者参加の実践

一般保護者向け研修を完了し、50 人ほどの建設リーダー候補を選んだ学校との、建設リーダー研修と倉庫建設の実践について合意する覚書2を15校で締結。建設リーダーを対象に6回の研修(計画より1回増)が13校で完了。内容は、現地資材と記録/SSB(土壌安定化レンガ)製作/活動計画/建設技術(2回)/施工管理。

SSB 研修の修了後、リーダーが中心となって保護者が SSB を製作。 倉庫建設 (及び次の段階の教室建設) のための貯水槽に必要な SSB は 740 個で、それば準備できた時点で貯水槽造りに入り、まず、実技研修を実施した。 12 月、SSB を使った倉庫建設の実践が始まった。

2-2. 学校保健―子どもの健康を守る保護者の活動

2-2-1. 行政関係者との合意形成

7月、県教育局長に事業を説明し、10月に協議。実施する1教育区としてムロンバ教育区(初等学校数9校)が推薦された。ムロンバ教育区教育官に事業を説明し、研修内容と形態について協議。全校の保護者リーダー(学校運営委員会、PTA、母親会などの役員・委員)に研修の実施一全役員および校長に概要研修1回、母親会委員対象に5テーマの研修一について、教育官と合意。

(手順書作成から先の活動は実施できなかった)

3. 国内活動

3-1. 広報

3-1-1. リーフレット(団体案内)

10月、新しいリーフレットを作成(A4判を3つ折り表面カラー・中面モノクロ)。

3-1-2. 会報『CanDo アフリカ』を発行

年4回発行—3月、第86号: 総会資料号/7月、第87号: マラウイの総選挙/9月、第88号: 住民参加におけるチーフの役割/12月、第89号: CanDo セミナー 等(A5判。8ページ)

3-1-3. ウェブサイト

ホームをリニューアル。インターン募集、会報のバックナンバー等の掲載の際に更新。

3-1-4. ブログ

マラウイでの活動報告の最初の投稿が12月となり、停滞した。

3-1-5. facebook

活動写真やインターン募集、国内活動を投稿(2020/3/21 現在、605 人が「いいね!」、610 人がフォロー)。

3-1-6. セミナー(報告会)開催

・<「アフリカの教育事情」と「マラウイの初等学校における活動」を聞いて考える>―講師は理事 國枝信宏、代表理事 永岡宏昌(11月13日、不忍通りふれあい館)

3-1-7. イベントに出展

・グローバルフェスタ JAPAN 2019(9 月 28・29 日、東京・お台場センタープロムナード) ―マラウイで の活動のパネルを展示し、ボードゲーム「バオ」のコーナーを設ける。

3-2. 他団体・機関との連携

- ・教育協力 NGO ネットワーク(JNNE)運営委員を継続--永岡、(事務局長 佐久間典子)
- ・9月、(特活)国際協力 NGO ネットワーク(JANIC)の正会員を退会、団体協力会員として入会
- ・NGO 連携推進委員会賛助会員を継続

3-3. 活動経験の提供

- ・早稲田大学法学部の授業を継続-4~7月、永岡
- ・慶応大学湘南藤沢キャンパスの研究会でトーク-4月、永岡
- ・NGO スタディ・プログラム説明会(JANC 主催)で報告-8月、事務局員 飯野ちひろ
- ・TICAD7 ユースサミット(Japan Youth Platform for Sustainability 主催)分科会に登壇—8 月、佐 久間
- ・マラウイを語る集い(日本マラウイ協会主催)でパネル発表-8月、永岡

4. 組織運営

4-1. 国内

4-1-1. 会員·年次総会·

・一般会員: 55人一入会6人、賛助会員から変更1人/退会5人(2人増)

• 賛助会員: 31 人一入会 0 人/一般会員に変更 1 人、退会 10 人(11 人減) 計 86 人(9 人減)

・3 月 30 日、2019 年度年次総会を開催。2018 年度活動報告・会計報告、定款第 17 条第 2 項(役員の解任に関する条項)の修正、2019 年度活動計画・予算を承認。

4-1-2. 理事会・監査

・第1回理事会(3月30日): 2019年度年次総会の議案を確認。

・第2回理事会(9月1日): ケニアでの解散手続きと国際協力 NGO センター正会員他について検討し、8月までの活動と予定、7月までの東京事務所の会計関係の報告を確認。

・3月、監事による内部監査を実施。

4-1-3. スタッフ

・代表理事(事業責任者を兼任): 永岡宏昌

•事務局長: 佐久間典子

・事務局員(事業担当): 飯野ちひろ

4-1-4. マラウイ派遣

•調整員: 大門志織、宇野由起信

・準スタッフ (インターンとして派遣後、業務委託): 杉田理沙 (5~8 月)、大城良美、山本健太 (6~12月)、福田さくら (7月~)、谷垣君龍 (12月~)

4-1-4. 出張―マラウイ

•永岡: 8回(1月、2~3月、4~5月、5~6月、7月、8月、9~11月、11~12月)

·飯野: 2回(3~7月、10~11月)

4-1-5. 財政―支援および事業・業務委託元機関・団体/預託金

・外務省日本 NGO 連携無償資金協力(単年度): パロンベ県 教育施設改善に関する初等学校保護者の参加意識の強化事業(2019年1月28日~)

・公益財団法人日本国際協力財団(JICF) 国際協力 NPO 助成: パロンベ県における子どもの健康を守る保護者の活動形成事業(2019 年 4 月~)

・10 月、第 4 回預託金の募集を開始(預託期間は 3 年間。第 3 回の預託期間が 2019 年 10 月~2020 年 6 月に終了)

4-2. ケニア共和国

・7月にNGO調整委員会にNGO解散手続きのための必要書類を提出。受理の後、進展がないことを確認。手続きを保留とする。

4-3. マラウイ共和国

4-3-1. 組織/事務所

- ・1月、ブランタイヤ事務所・宿舎の賃貸契約。
- ・2月、パロンベ県ミゴウィ町に現場事務所を設置。
- ・9月16日、慈善活動法人としての登記が完了―役員は永岡、ピーター・カタ、ムゾンディ・チランボの3人(2018年9月5日に NGO 登録を当会マラウイ支部の理事と同じ)。

4-3-2. スタッフ

- ・調整員: ダニエル $(1\sim4$ 月)、アンドリュー $(1\sim3$ 月、7 月~)、エリザベス (5 月~)、クリスティーナ (*7 月~)
- ・同 調整員助手: ウェロス $(4\sim9\ \text{月})$ 、チクンブツォ $(4\ \text{月}\sim)$ 、クリスティーナ $(5\sim7\ \text{月}*)$ 、アルフレッド $(10\ \text{月})$ 、ウィリアム $(10\ \text{月}\sim)$ 、オネスマス $(12\ \text{月}\sim)$
- ・同 専門家(建設): シルンブ(5 月~)、カムツ、カタンドゥラ、マチュイラ(9 月~)、ニャムラ、サイジ(11 月~)

以上